

労働基準監督署からの是正勧告について

当社稲沢事業所（以下「本事業所」といいます。）において、本事業所を管轄する一宮労働基準監督署から 2021 年 11 月 9 日付大要下記のとおりの内容の是正勧告（以下「本是正勧告」といいます。）を受けましたことをお知らせします。

当社は、本是正勧告を真摯に受け止め、それぞれ本是正勧告に定められた期日までに是正勧告を受けた事項につき是正を図るとともに、本事業所を運営する上で遵守すべき事項の総点検を図り、当社従業員が安心して、安全に働くことができる職場環境づくりに努めてまいります。

記

<本是正勧告の内容>

1. 従業員に、36 協定に定める特別延長時間まで時間外勤務を行わせるにあたって、事前に労働者代表にその旨を伝えていなかったこと。
2. 改正した就業規則を、所轄労働基準監督署（長）に届け出ていなかったこと。
3. 持株会、親睦会その他の賃金控除項目に関する協定書を、常時各事業場の見やすい場所に掲示する等の方法により、労働者に周知していなかったこと。
4. 安全衛生委員の選任について、労働者代表が推薦する手続きがされていなかったこと。
5. クレーン（1t）を用いて作業を行うときに、その日の作業を開始する前に、次の点検を行った記録を残していなかったこと。
 - 一 過巻防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
 - 二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
 - 三 ワイヤロープが通っている箇所の状態
6. フォークリフトの作業にあたって、作業計画を書面で定め、危険なエリアを周知していなかったこと。
7. 「玉掛」「クレーン運転」「産業用ロボット」業務を行う従業員の内に、専門教育の講習について未修了の者がいたこと。
8. 従業員が受診した定期健康診断の結果に基づき、産業医が就労可否等の意見を個々の健康診断票に記載していなかったこと。

以上